

厚生労働大臣  
舩添 要一殿

### 生殖補助医療に関する法整備の要望書

平成20年11月25日、最高裁判所は、根津八紘医師等による学会の着床前診断に関する会告の無効等についての損害賠償等請求に対して、上告を棄却、上告受理申し立ては受理しないとの決定をしました。この決定は、日本産科婦人科学会（以下、本学会）の、学術団体として、また産婦人科医療に従事する専門家集団としての着床前診断に関する見解、対応を認めた1審、2審の判決を支持するものであります。ここにおいて、本学会の提示した着床前診断に関する見解、およびそこに示された見解の運用について、その正当性があらためて司法の場において確認されたものと考えます。

しかしながら、着床前診断のみならず、配偶子提供による生殖補助医療、代理懐胎などの医療行為が、医療従事者の自律的な規範だけでは決することのできない多くの論点を包含していることは、従来からの生殖補助医療をめぐる多くの審議、会議の内容と推移、さらには生殖補助医療に関するさまざまな事件の報道からみて、明らかであります。現状からは、医療の一分科としての産婦人科の学術団体である本学会が、本学会の会員に示している見解をもって、生殖補助医療全般の実践を律することには、自ら限界があると言わざるを得ません。

この現状に鑑み、本学会は、さまざまな分野の叡智を集めた議論を基に、生殖補助医療全般について、法による規制を確立することを強く要望します。

平成20年12月13日

社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 吉村 泰典  
倫理委員会委員長 星合 晃



なお、同要望書につきましては、法務大臣 森 英介殿、文部科学大臣 塩谷 立殿、内閣府特命大臣(科学技術担当) 野田 聖子殿にも送付いたしました。



社団法人 日本産科婦人科学会

〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目3番9号 ツインビュー御茶の水3階  
TEL : 03-5842-5452 FAX : 03-5842-5470 E-mail : nissanfu@jsog.or.jp